

人権の尊重される社会の実現に向けて

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下に平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから「人権」について考え、生活や活動の中でお互いを尊重し合い、様々な人権問題の解決に向けて主体的に取り組む、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会を築きましよう。

一・結婚や就職時における「身元調査」等を拒否しましょう。

結婚や就職時における「聞き合わせ」や「身元調査」は様々な差別を助長し、基本的人権侵害につながるおそれが極めて強いものです。

言うまでもなく、婚姻は両性によって採否が決定されるべきものです。こうした身元調査等を行わないとともに、これらに応じないようにしましょう。

二・「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実にして、高額な書籍等の購入強要や不当な金銭などを要求する「えせ同和行為」については、近年減少傾向にあるものの、これまでの差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっており、断固として拒否しなければなりません。一人ひとりが責任と勇気を持って、積極的に「えせ同和行為」の排除に取り組む必要があります。

三・インターネット上の差別書き込みを根絶しましょう。

インターネットの急速な普及に伴い、手軽に様々な情報が得られるなど、私たちの生活は大変便利になりました。また、ブログやプロフィールと呼ばれるサイトを通じて自由に情報を発信したり、掲示板に書き込み、意見を表明したりすることができるようになりました。

その一方で、匿名性を悪用して、インターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが後を絶ちません。

こうした書き込みによって、憤りを感じたり傷付いたり悲しんだりする人がいることを十分にわきまえ、利用者一人ひとりがモラルを守り、インターネットを正しく利用しましょう。

お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 電話(08668)54-2686

行政相談委員が委嘱されました

平成25年4月1日付けで総務大臣から行政相談委員として委嘱されました。

氏名	住所	任期	備考
原田 晃	鏡野町吉原	平成25年4月1日より2年間	再任
鈴木 覚	鏡野町下斎原	平成25年4月1日より2年間	再任
小椋 雅雄	鏡野町富西谷	平成25年4月1日より2年間	再任
福島 和夫	鏡野町上斎原	平成25年4月1日より2年間	再任

平成25年度 野猪防護柵設置補助金

イノシシによる農林作物への被害を防止するため、次のような防護柵を対象に設置費用を補助します。

補助対象施設	補助の方法	備考
トタン、金網	1m当り 250円	
電気柵	電柵器本体購入 1台 15,000円 電気柵1m当り 125円	設置施設延長50m以上 ※補助額は総事業費を 上限とします。
ネット	1m当り 100円	

申請方法…鏡野町役場産業観光課、又は各振興センターに所定様式の補助金申請書を提出してください。

(防護機材の購入領収書・設置位置図・設置延長が必要です)
*設置後に現地検査を行い補助額の決定通知後に補助金振込みとなります。

*設置延長が50m未満の場合は補助対象となりません。

申請期間…平成25年9月30日(月)まで

お問い合わせ先

鏡野町 産業観光課、又は各振興センター
(産業観光課…電話(08668)54-2687)